

平成30年9月26日

枚方市議会議長

岡 林 薫 様

総務常任委員会

委員長 有 山 正 信

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成30年9月26日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第40号	枚方市総合文化芸術センター条例の制定について	原案可決とすべきもの
議案第43号	枚方市市民会館条例の一部改正について	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 本定例会月議会で枚方市市民会館条例の一部改正案を提出した理由について
- ・ 枚方市総合文化芸術センター条例の改正時期について
- ・ 枚方市市民会館条例及び枚方市立メセナひらかた会館条例の改正時期について
- ・ 大規模改修により公共ホールを長期休館とした他自治体の事例について
- ・ 大阪北部地震による大阪府内公共ホールの被害状況について
- ・ 大阪北部地震による市民会館大ホールの被害状況について
- ・ 大阪北部地震による市民会館大ホールの被害状況の検証について
- ・ これまでに実施した市民会館大ホール耐震工事の概要について
- ・ (仮称)枚方市総合文化芸術センター天井の耐震性について
- ・ 市民会館大ホール補修工事を直ちに実施しない理由について
- ・ 市民会館大ホール補修工事を実施した場合の想定スケジュールについて
- ・ 市民会館大ホール補修工事の工法について
- ・ 市民会館大ホール補修工事における工期短縮の可能性について
- ・ 市民会館大ホール補修工事を実施した場合の残使用期間に対する認識について
- ・ HIRAKATAくらわんかーにばる中止に伴う返還金を活用した市民会館大ホール補修工事の実施について
- ・ 市民会館大ホールの利用状況について
- ・ 市民会館大ホールの休館に対する市民団体等の反応について
- ・ 市民会館大ホールの休館中における代替利用の状況について
- ・ 市民会館大ホールを早期に閉館する理由について
- ・ 市民会館大ホールの早期閉館の決定過程について
- ・ 市民会館大ホールの早期閉館に対する市民団体等の反応について
- ・ 市民会館大ホールの早期閉館に伴う対策について
- ・ 市民会館大ホールの早期閉館による市民の文化芸術活動への影響について
- ・ 市民会館大ホールの早期閉館による指定管理料への影響について
- ・ 市民会館大ホールの早期閉館後における文化芸術事業の展開について

2. 討論要旨

[西田政充委員]

議案第40号 枚方市総合文化芸術センター条例の制定について及び議案第43号 枚方市市民会館条例の一部改正について、討論を行います。

まず、議案第40号についてですが、この議案は、(仮称)枚方市総合文化芸術センターを本市の新町に設置することを定めようとするものであります。

私たち民主市民議員団は、現在の市民会館大ホールの代替施設は、効率性や確実

性、そして将来世代に大きな借金を残さないという観点から、文化ホール単体で建築するのではなく、新しい市庁舎との合築の形とするよう強く求めてまいりました。

本年9月の19日及び20日に開催された、枚方市駅周辺再整備及び新庁舎整備の状況についてを案件とした全員協議会における市駅周辺等活性化推進部長の御答弁によりますと、新しい市庁舎の建設位置は現在の大阪府北河内府民センターや枚方税務署などがある⑤街区を基本とし、その完成時期は早くても2025年になるとのことでありましたが、これでは大阪府やその他の権利者の御意向がどうなるかなど、多くの不確定要素がある上に、大規模地震等の災害発生時に市民の生命と財産を守るための司令塔となる市庁舎の建てかえに7年以上もかかってしまうことは大きな問題であります。

私たちの会派がかねてより主張しているとおりに、新町において新しい市庁舎を新しい文化ホールと合築させれば、私たちの試算によりますと、新しい庁舎用の土地を新たに購入する費用約40億円が必要でなくなる上に、枚方市駅周辺の本市が所有している土地、約2万6,000平方メートルを全て確実に売却することができますので、その売却益として約60億円を得ることができます。

そして、そうすることによって、枚方市駅周辺再整備の連鎖型のまちづくりに供することができる広大な種地が生み出されることになりまして、市庁舎が市駅北側に移転することにより、新たな人の流れも生じることから、市駅周辺のさらなる活性化も期待できます。

市が文化ホール施設単体で建設を進めようとしている（仮称）枚方市総合文化芸術センターは、実施設計段階における設計ベースによる試算で施設整備費が約143億円にもなり、一般財源と基金繰り入れで約39億円という大金を投じるとともに、約95億円もの借金をして建設し、なおかつ、年間の運営では3億円以上の赤字が見込まれていると聞いております。

（仮称）枚方市総合文化芸術センターを文化ホール施設単体で建設するのではなく、新しい市庁舎をより少ないコストで確実にかつ早期に実現するため、枚方市駅周辺再整備にとっての極めて有効な推進策とするため、そして将来世代に大きな借金を残さないため、私たちの会派が当初から主張してまいりましたとおりに、（仮称）枚方市総合文化芸術センターが新しい市庁舎との合築の形で設置されることを前提として、議案第40号 枚方市総合文化芸術センター条例の制定については賛成いたします。

次に、議案第43号についてです。

この議案は、本年6月18日に発生した大阪北部地震によって被害を受けた枚方市市民会館大ホールを、修理して使用できるようにはしないで、このまま廃止しようとするものですが、以下の点で大きな問題があります。

まず1つ目の問題点は、市が、議会や市民などの意見を聞かないまま、市民会館

大ホールを廃止する方針を決定したことです。

本年6月26日付で議会に報告があった、市民会館大ホール・小ホールのことし
いっばいの中止を御判断されたこと、そして、その後、本年8月10日付で議会に
報告があった、市民会館大ホールの来年6月末までの中止を御判断されたことに対
しては、安全性確保の観点から一定理解いたしますけれども、事前に議会や市民及
び利用者の皆様から意見を聞くことなく、本年9月6日の総務委員協議会で報告の
あった、市民会館大ホールは補修工事を行わず廃止するという方針を決定してし
まったことは大きな問題であります。あくまでも、市民会館大ホールなどの市の施
設は市民の共有財産であり、市はその管理や運営を任されているという認識を持っ
ていただきたいと思えます。

2つ目の問題点は、修理に要する費用に対する効果の度合い、いわゆる費用対効
果に関する市の判断が間違っていることでもあります。

本年9月6日の総務委員協議会で報告がありましたが、市は、市民会館大ホール
の補修工事として、A案、B案、C案の3つの工法を検討されました。A案は、落
下防止ネットの設置で概算費用約4,800万円、工事期間約8カ月。B案は、既存
天井の撤去と幕天井の設置で概算費用約7,600万円、工事期間約16カ月。C案
は、新規天井の設置で概算費用約8,500万円、工事期間約16カ月でありました。

市は、2021年に、(仮称)枚方市総合文化芸術センターの開館に合わせて市民
会館大ホールを廃止する予定で、最も概算費用が少なくて工事期間が短いA案の場
合でも使用残存期間が約2年間と時限的であること、新たな施設の建設工事費と並
行して廃止予定施設の補修工事費を支出することの是非などを総合的に検討し、市
民会館大ホールは補修工事を行わず前倒しで廃止するとの方針を決定いたしました。
市は、市民会館大ホールの補修工事を行っても使用残存期間が約2年間しかないとい
う御見解ですが、私は約2年間もあるという見方をいたしております。

市民会館大ホールの利用者は、平成29年度実績で年間約17万8,000人もい
らっしゃったとのことでした。したがって、このまま市民会館大ホールを廃止
しますと、2年間で約35万6,000人もの方々に御使用いただけなくなっ
てしまいます。これだけ多くの方々に影響を及ぼしてしまうことを考えれば、A案
の概算補修工事費約4,800万円は決して高いものではないと考えますし、昨年度、
台風の影響で中止となって返還されたHIRAKATAくらわんかーにばるの保険
金の残余金約2,750万円を活用するなどの予算措置をして、市民会館大ホールの
補修工事を実施するべきであると考えます。

3つ目の問題点は、市民会館大ホールが長期間にわたって使用できないことによ
って、本市の文化芸術振興施策が後退してしまうことでもあります。

このまま市民会館大ホールを廃止してしまうと、地震発生後3年弱もの長い間、
市民の皆様には大変な御不便と御迷惑をおかけすることになってしまいます。市は、

他市ホールでの代替公演を希望されている利用者に対して、寝屋川市立市民会館や八幡市文化センター、門真市民文化会館ルミエールホールなどの近隣市の文化ホールを紹介されているとのことですが、それぞれの座席数は、枚方市市民会館大ホールが1,448席に対して、寝屋川市立市民会館大ホールが1,203席、八幡市文化センター大ホールが1,220席、門真市民文化会館ルミエールホール大ホールが1,128席と大幅に席数が少なく、枚方市市民会館大ホールと同規模の公演を行うことはできません。

また、寝屋川市立市民会館の所在地は寝屋川市秦町で、八幡市文化センターの所在地は八幡市八幡高畑であり、それぞれの施設の近くには鉄道駅がなく、枚方市民の皆様にとっては大変不便な場所であり、門真市民文化会館ルミエールホールに至っては、来年4月から1年間、大規模改修のため休館することとなります。このような状況では、市民の皆様の多彩な文化芸術の鑑賞、創造及び普及活動を十分に行うことができません。

枚方市文化芸術振興条例の第2条（基本理念）の第1項には「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく文化芸術に親しむことができるような環境の整備を図るものとする。」とありますが、このまま市民会館大ホールを廃止してしまうと、この枚方市文化芸術振興条例の基本理念に反することになります。

以上、ただいま述べました数々の大きな問題点がある議案第43号 枚方市市民会館条例の一部改正については反対であり、本市の文化芸術振興施策を推進する観点から、枚方市市民会館大ホールは補修工事を行い、使用できるようにするべきであると申し上げ、討論といたします

[野口光男委員]

議案第40号 枚方市総合文化芸術センター条例の制定について及び議案第43号 枚方市市民会館条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の総合文化芸術センターは、1989年、平成元年に新庁舎及び総合文化施設整備事業基金が設置され、1993年、平成5年には総合文化会館及び総合福祉会館建設基本計画が発表されました。ここでは、公民館などを中心に活発に行われていた文化活動の発表の場として、老朽化し、音響的にも機能的にも市民ニーズから大きくかけ離れていた現市民会館大ホールにかわり、吹田市メシアターのように市民が主体的にかかわる総合文化会館として、総合文化施設建設の機運が大きくなっていました。

ところが、財政難と行政改革を理由に総合文化会館は先送りされ、1998年、平成10年には総合福祉会館が先行して開館しました。このような中であっても、

文化団体を中心に、総合文化会館の建設を進める会の早期建設を求める運動が強まっていき、2004年、平成16年には、総合文化施設建設基本計画の見直し方向について、報告がありました。この報告では、市民文化芸術団体ヒアリング、市民アンケートを実施し、市民検討会議を5回開催して、市民参加で基本計画の見直しを行いまして、開館予定としては2010年4月ごろというものでした。その後も、ホテルとの合築が困難、交通アクセスの問題などを理由に先送りが繰り返されました。

このような動きに対して、2013年、平成25年には、さきに述べた総合文化会館の建設を進める会から、早期建設着手を要望する署名3万8,200名分が提出されました。そこから、はや5年が経過しています。この間、文化団体との共同作業で設計も進められ、市民や地元にも建設の説明も行い、市民の願いである新しい文化ホールの誕生まであと一步のところまで来ている中で、これ以上、総合文化会館建設を先延ばしにすることは、市民を裏切ることにもなります。

よって、枚方市総合文化芸術センターを設置するための議案第40号には賛成いたします。

また、総合文化芸術センター開館時には廃止する計画であった現市民会館大ホールを、耐震化工事のために最短で来年の6月までの工期で、その工事費が最低でも4,800万円と高額になることから、廃止していくということには市民の理解が得られると判断して、議案第43号 枚方市市民会館条例の一部改正についても賛成とします。

現大ホールについては、利用率が約80%と高く、きょうの質疑でも、半分は音楽を初めとする芸術活動、半分は集会など、多目的に利用されている施設です。この大ホールが廃止され、1,000人規模の文化施設が枚方市から一時期なくなることは、市民にとっても市にとっても大きな損失と言えますが、これまで大ホールで実施してきた文化芸術活動を、他の施設を代替えとして実施していくことを検討するということでした。それを文化団体とともに実施していただくことと、さらには、文化芸術活動の発表の場を初めとして、さまざまな市民の活動への支援をお願いして、討論を終わります。

[工藤衆一委員]

本委員会に付託されました議案第40号 枚方市総合文化芸術センター条例の制定について及び議案第43号 枚方市市民会館条例の一部改正についての採決に当たり、両議案ともに賛成の立場から討論を行います。

これらのうち、議案第40号は、平成30年3月定例月議会において建設工事に係る予算が可決された（仮称）枚方市総合文化芸術センターについて、着工に先立ち、設置目的や名称、位置という基本的な事項を定めるものです。

設置条例制定後には、指定管理や使用料等に関する詳細について検討が進められ、それらの事項は改正条例で定められることとなりますが、案の作成に当たっては、多角的な観点で十分な検討を行うよう要望しておきます。

また、議案第43号は、大阪北部地震により、つり天井が損傷し、安全性が損なわれたために使用を停止している枚方市市民会館大ホールについて、補修工事を実施せず廃止するため、大ホールに関する規定を削除するものです。

もともと、(仮称)枚方市総合文化芸術センターの開館に合わせて市民会館を廃止する予定とされていたことから、両議案は密接に関連があり、一括して上程されたところ です。

仮に、当初の予定どおり同センターの開館まで市民会館大ホールが使用できるよう、天井の補修を行い、利用者の安全を確保した上で大ホールの使用を再開しようとした場合、法律上必要な技術基準を満たす補修工事の方法は、費用や工期の観点で、既存天井の下にネット、ワイヤーを設置する方法になると考えられます。

しかし、この補修工法でも、概算で約4,800万円もの費用が必要となるにもかかわらず、工事完成後、使用できるのは、わずか2年にすぎません。

また、大ホールを利用する文化団体や来館する市民においても、今、最も期待されていることは、新たな文化芸術の拠点となる総合文化芸術センターを一日も早く完成させ、文化芸術に関するソフト事業を充実させることだと思われ ます。

さらに、地震発生後、安全性が確保できないという管理運営上の判断において、大・小ホールとも使用が停止され、条例で定められた将来利用の申請も受け付け ないという対応が続けられています。これは極めて異例な状態であり、補修工事をし て使用を再開するまでの期間を休館とするか、条例を改正して大ホールを廃止し、 影響のなかった小ホールの使用を再開するか、速やかに決定する必要性があります。 結論を先延ばしにし、ホールを使用できないという実態だけがずるずると続いてい くということは、極めて無責任だと思 います。

以上のことを考え合わせると、市民会館大ホールにおいて補修工事を実施せず、 廃止とするために、枚方市市民会館条例の大ホールに係る規定を削除する一部改正 を本議会において行うことは適切であると考え ます。

なお、代替施設の確保を希望される市民への他市ホールの情報提供や案内を丁寧 に行うとともに、公的事業については、市内大学等の御協力を得て、できる限り実 施していただくよう要望しておきます。

また、大ホールの前倒し廃止が本市における文化芸術の後退をもたらしてはなり ません。そのための対応も強く要望いたしまして、両議案の賛成討論といたします。